平成２５年（フ）第１９２２号
福岡市早良区四箇田団地11番106号
債務者　今田　浩子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９２５号
福岡県筑紫野市二日市北２丁目13番38号　エスポワール二日市Ⅰ―101号
債務者　野口　功介
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３８７号
沖縄県那覇市松川３丁目12番21―203号　松城マンション
債務者　小川美也子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３９２号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷421番地　Ｙ’ｚ　ｓｐｈｅｒｅ１　313
債務者　玉城　敏勝
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２２９４号
横浜市中区常盤町６丁目76番地　東邦ビル207号室
債務者　立花　眞弓（旧姓渥美）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５５号
静岡市葵区古庄３丁目３番18―107号、旧住所静岡市葵区唐瀬２丁目15番８号
債務者　桐原　進一
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５９号
静岡市葵区羽鳥１丁目13番37号　カルティエ弐番館Ｂ―101
債務者　塚口　美幸
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０号
熊本県球磨郡水上村大字湯山2323番地
債務者　伊原美恵こと　尹　　美恵
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午後２時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第４３号
大分県速見郡日出町3115番地６　白川アパート203
債務者　坂本　正和
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月26日午後２時20分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第１０７９号
東京都東大和市清水１丁目759番地ラトナヴァーサ２―203号
債務者　桑原　佑太
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１０３号
東京都町田市成瀬2294番地１リバーコート成瀬102
債務者　佐藤　久恵
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５８１７号
大阪市東淀川区淡路５丁目21番13号　アメニティ淡路501号
債務者　小林　友樹
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８８７号
大阪市淀川区西宮原２丁目７番45―1207号
債務者　谷本　悠一
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９３３号
大阪府吹田市岸部中３丁目６番17号
債務者　野村　克也
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１１３号
横浜市旭区南希望が丘２番地10　ドリームハイツ希望ヶ丘102
債務者　大川　真弓
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部